

医療型児童発達支援

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>指定医療型児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者…同法に規定する診療所として必要な数 <input type="checkbox"/> 児童指導員 1以上 <input type="checkbox"/> 保育士 1以上 <input type="checkbox"/> 看護師 1以上 <input type="checkbox"/> 理学療法士又は作業療法士 1以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練を行う場合に配置する <input type="checkbox"/> 上記の従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる
<p>② 児童発達支援管理責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1人以上
<p>③ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く <input type="checkbox"/> ただし、指定医療型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 設備に関する基準

<p>① 利用定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用定員 10人以上
<p>② 設備及び備品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療法に規定する診療所として必要とされる設備 <input type="checkbox"/> 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室 <input type="checkbox"/> 指導訓練室:訓練に必要な機械器具等を備えていること <input type="checkbox"/> 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること <input type="checkbox"/> 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない <input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、医療法の規程する診療所として必要とされる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

<p>その他 (運営の基準より一部 抜粋)</p>	<p>指定障害児通所支援事業者等との連携等</p> <ul style="list-style-type: none">□ 指定児童発達支援事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない 非常災害対策□ 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない □ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない
-----------------------------------	--